

「使用者の残高上限引上げ特約」における1億円超案件の事前申請の流れ

「使用者の残高上限引上げ特約」を付帯しているリース会社に限り、同一使用者の残高が1億円を超える新たなリース契約を保険対象としたい場合、GIOの事前承認を得ることにより、保険関係が成立する包括要件の定めにかかわらず通知対象とすることができます。
※当該使用者の通知済み契約残高と新たな契約の対価を合算して1億5,000万円以下が条件となります。

◎「使用者の残高上限引上げ特約」は、包括保険契約期間の中途から付帯することができます。

特約の詳細は「[低炭素設備リース信用保険取扱規程](#)」をご参照ください。

① 事前申請（残高要件）の確認手順

- 同一使用者にかかる新たな低炭素リース契約の対価(※1)と通知済みの契約残高(※2)が1億円を超える場合、事前申請の対象です。
(※1) 残価設定額や補助金（ESGリース補助金を除く）申請額を除いて算出します。
(※2) 通知済みの契約残高は、**B05.「リース使用者残高管理」アプリ**を使用し、法人番号による契約の絞り込み → Excel出力
→ 「当月」欄に基準月を設定 → 「当月残高」を確認します。
基準月は、申請契約を締結済みの場合は締結月の前月、契約未締結の場合は締結予定月の前月を指定します。
- 残高要件が1億円超1.5億円以下となった場合、事前申請の対象です。

② 事前申請方法

- 申請方法：メール（宛先：info@teitanso.or.jp） または、**kintone「A09.申請書類アプリ」**
- 件名：【申請】使用者の残高上限引上げ特約における1億円超案件について
- 提出資料：
 - ・ 1億円超リース契約引受申請書
 - ・ 決算書2期分（PL、BS） ※審査票・与信票等に決算書データの記載がある場合は省略可
 - ・ 使用者にかかる審査内容を確認できる資料（審査書・与信票等）
 - ・ 通知用アップロードファイルを作成している場合は、該当データファイル

※案件ごとに、ご提出いただく情報・資料が異なる場合がございます。

GIOに必要な情報・資料をご提出いただいた後、申請内容を確認のうえ、審査結果および通知時の留意事項についてご連絡いたします。
(内容に応じて追加資料のご提出や情報提供をお願いする場合がございます。)

③ GIO審査後の通知手続き

- 承認済みリース契約の使用開始日の翌月に通知（通常の通知スケジュールと同様）
- 通知の際に、GIOが付与した**承認番号**の入力が必要です。

お問い合わせ先：保険業務推進部：伊藤・高橋（03-6264-8015）